

退職資金交付事業の位置づけ

私立大学等は学校教育法第1条の学校として公教育を担う教育施設です。その重要性にかんがみ、教育基本法においては、「国及び地方公共団体はその自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」とされています。また、教育の機会均等と教育水準の維持向上の根幹となるのが教員の質の確保であり、教員については、「その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない」^(注1)とされています。

このような学校教育法・教育基本法等の趣旨に則り、私立学校振興助成法では、その目的として「国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校のエ育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図る」こと等を規定するとともに、「国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる」旨規定されています。^(注2)

法律は、私立学校の担う高い公共性を確保するため、私立学校に対し、学校教育法・私立学校法に基づく所轄庁の監督を通じて「公の支配」に属することを求める一方で、その経営の健全性を高める必要があることから、国が私立学校の経常的経費について助成を行うことを法律上根拠付けているものです。これを受け、国から日本私立学校振興・共済事業団を通じて私立大学等に対し、教職員の給与費を含む私立大学等の教育・研究に係る経常的経費に関する補助が行われています（平成24年度予算3,263億円）。

なお、退職金については、労働基準法においては賃金の一環とみなされ、^(注3) 経常的経費（給与費）に含まれることから、国の私立大学等に対する補助対象となる経常的経費の範囲に含まれています。^(注4) 具体

的には、前述のとおり私立大学等経常費補助金の算出根拠には、各大学等が教職員の退職金支給の目的で当財団に納入する掛金が経常費の範囲に含まれていることです。^(注5)

これは、国立大学法人においては国家公務員の時からの承継教職員等の退職金について、国家公務員に準拠して全額予算計上されるのに対し、私立大学等においては、教職員の退職金への国の助成は一部に限られ、相当部分を私立大学等の自己資金により賄っている現状をふまえたものです。そこで、大学毎の財政の状況や年度毎の退職資金の必要額の変動等に対応できるよう、当財団の事業を経常費補助金の対象にすることにより、この体制を後押ししています。^(注6)

当財団の退職資金交付事業は、以上のような国の政策の枠組みをふまえ、維持会員となった学校法人からの掛金を財源として退職資金を交付することにより、教職員の待遇の安定と向上に資し、学校法人の経営の安定及び私立大学等の教育の充実及び振興を図ることを目的として行われているものです。

維持会員（学校法人）が受けるメリット

①退職資金の安定供給

維持会員は、毎年度一定率の掛金を納入すれば、多額の退職金支出が発生しても、それに必要な資金を財団が確実に交付^(注7) するため、当財団は維持会員の安定した財政運営に大きく寄与しています。私立大学等の規模は実に様々です。小規模な大学等によっては、一度に多数の教職員が退職すると、学校法人の経営に重大な影響を与えかねません。

当財団設立前も、退職金を安定的に支払えるよう資金を個別に蓄えていましたが、十分な額とはいえませんでした。また、少子化の煽りを受け、更に団塊の世代の退職が進行しつつある大学等では、とても備蓄に回せる経営状況ではありませんでした。

「国民の教育を受ける機会を提供する」公教育という公益の職務を行っている学校法人は、一般企業のような経費削減は困難です。学校法人の経営が安定しない場合、その設置学校に在籍する教職員及び学生がその影響を強く受けることとなります。

そこで、当財団では将来不測の事態が発生し、退職資金交付事業に支障が生じないように、掛金の拠出からと、その運用利息により危険準備金的な性格をもつ退職資金支払特定資産を積み立て、より確実な制度の運営を期しています。

②国庫補助による掛金負担の軽減

維持会員が納入する掛金は、私立大学等経常費補助金の補助対象となっているため、国の補助金は財団を経由することなく、維持会員に直接交付されています。これにより維持会員の掛金負担の軽減が図られています。

③優秀な教職員の確保

私立大学等で国公立大学の教職員と均衡のとれた退職手当が支給されるようになると、私立大学等の教職員が安心して教育研究活動に専念できる環境を確保することができます。このことにより、優秀な人材を確保し、私立大学等での教育の質の向上に貢献しています。

登録教職員が受けるメリット

①国家公務員と同等の退職金水準の確保

当財団は、財団の設立目的である「私立大学等の教職員の待遇について国公立学校教職員と均衡を図るため」という方針に基づき、退職資金の交付率に国家公務員退職手当法に定められている自己都合による退職の支給率^(注8) を採用しています。また、退職資金の計算で使用する標準俸給月額の上限も、国家公務員の俸給表を参考にしているため、教職員は国家

公務員とほぼ同等の退職金が確保されることとなります。

財団設立以前に退職金規定のなかった会員、又は水準が低い会員が当財団の業務方法書を退職金規定として準用しました。このことが教職員にとっては退職金制度の充実につながっていると言えるでしょう。

②教職員の待遇と雇用の安定

当財団は、直接的に教職員の退職金を保証しているものではありませんが、維持会員に対して退職資金の交付を確実に行うことにより、間接的ながら個々の教職員の退職金額を全国的規模で保証していることとなり、教職員の待遇の安定と向上が図られ、優れた人材の確保に資しています。

注釈

- 1 教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）第8条及び第9条第2項
- 2 私立学校振興助成法（昭和五十年七月十一日法律第六十一号）第1条及び第4条第1項
- 3 昭和22年9月13日労働省労働基準局関係次官通達発基17号第11条関連（賃金の意義）「（一）労働者に支給される物又は利益にして、次の各号の一に該当するものは、賃金とみなすこと（1）所定貨幣賃金の代りに支給するもの、即ち、その支給により貨幣賃金の減額を伴うもの（2）労働者労働契約において予め貨幣賃金の外にその支給が約束されているもの（二）略」
- 4 私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年十一月九日政令第百八十九号）
- 5 私大等経常費補助金取扱要領（昭和52年11月30日文部大臣裁定平成24年2月3日最終改正）第4条、第5条
- 6 この国庫補助金については、当財団の創設により、当財団の掛金が退職金支出と同様とみなされ、経常費に当たるものとして私立大学等経常費補助金の中に措置されるようになったものであり、それ以前の退職金は臨時費とみなされ補助対象となっていなかった。
- 7 交付限度額等の交付条件を満たしていることが条件
- 8 国家公務員退職手当法（昭和二十八年八月八日法律第百八十二号）第3条

調査研究事業、広報事業

```

graph TD
    Title[私立学校の健全な発達] --> Law1[私立学校振興助成法：1975（昭和50）年]
    Title --> Law2[教育基本法：1947（昭和22）年]
    
    Law1 --> Box1[私立学校への助成措置]
    Box1 --> Box1_1[①教育条件の維持向上  
②学生の経済的負担の軽減  
③経営の健全性の向上]
    Box1_1 --> Box1_2[①実施主体：国（日本私立学校振興・共済事業団を含む）、地方公共団体]
    Box1_2 -.-> Box4_1
    
    Law2 --> Box2[私立学校教育の振興・教員の待遇の適正の確保]
    Box2 --> Box3[私立学校教職員共済法：1953（昭和28）年]
    Box2 --> Box4[私立大学等退職資金交付制度]
    
    Box3 --> Box3_1[私学共済制度（年金給付等福利厚生）]
    Box3_1 --> Box3_2[①実施主体：特殊法人（昭和29年）  
私立学校教職員共済組合（現日本私立学校振興・共済事業団）]
    Box3_2 --> Box3_3[②内容：公的社会保険制度の一環として国家公務員と同水準の年金・医療給付等]
    Box3_3 --> Box3_4[③対象：加入者（教職員）]
    
    Box3_1 -.->|学校法人に助成| Box4
    Box4 --> Box4_1[①実施主体：公益法人（昭和56年）  
財団法人私立大学退職金財団]
    Box4_1 --> Box4_2[②内容：国家公務員と同水準の退職資金交付]
    Box4_2 --> Box4_3[③対象：維持会員（学校法人）]
  
```

私立学校の健全な発達

私立学校振興助成法：1975（昭和50）年

私立学校への助成措置

目的

- ①教育条件の維持向上
- ②学生の経済的負担の軽減
- ③経営の健全性の向上

①実施主体：国（日本私立学校振興・共済事業団を含む）、地方公共団体

②内容：ア 補助金交付
イ 貸付金交付
ウ 税制上の優遇措置

③対象：学校法人

教育基本法：1947（昭和22）年

私立学校教育の振興・教員の待遇の適正の確保

私立学校教職員共済法：1953（昭和28）年

私学共済制度（年金給付等福利厚生）

①実施主体：特殊法人（昭和29年）
私立学校教職員共済組合（現日本私立学校振興・共済事業団）

②内容：公的社会保険制度の一環として国家公務員と同水準の年金・医療給付等

③対象：加入者（教職員）

私立大学等退職資金交付制度

①実施主体：公益法人（昭和56年）
財団法人私立大学退職金財団

②内容：国家公務員と同水準の退職資金交付

③対象：維持会員（学校法人）

学校法人に助成

広報事業

当財団の事業、財務内容等の公開を目的として、「私大退職金財団報」を年2回以上、「私立大学退職金財団の概要」（パンフレット）を年1回発行しています。

私大退職金財団報は、予算、決算を中心に、調査や業務説明会の結果報告、当財団の近況等を掲載した広報誌です。概要、調査報告書と同様に、維持会員、関係各所に配布しています。

毎年度、全国ブロックごとに説明会を開催して、業務の概要、事務手続き、規定改正等について説明するとともに、主に退職金制度、人事制度等についての研修講演会を行っています。

当財団のホームページでは、当財団の概要、業務、財務等の状況、私大退職金財団報（広報誌）、調査報告等を掲載しています。また、事務手続きの解説やお知らせ等を掲載するとともに、届出用紙の配布等も行い、事務の効率化を図っています。

私立大学等教職員の待遇の安定と向上

国家公務員（国立大学等教職員）と同水準の退職金の保障

掛金

（財政方式）
賦課方式

財団に加入するメリット

退職資金

※財源：掛金収入
（退職資金交付掛金率により算定した掛金総額となるように設計）

準備資産

掛金蓄積分
利息等蓄積分

※掛金に対する国庫補助
日本私立学校振興・共済事業団を通じて維持会員に交付される（負担の軽減）

単独方式（各法人が独自に退職金を支給）と比較して、次のメリットがある。

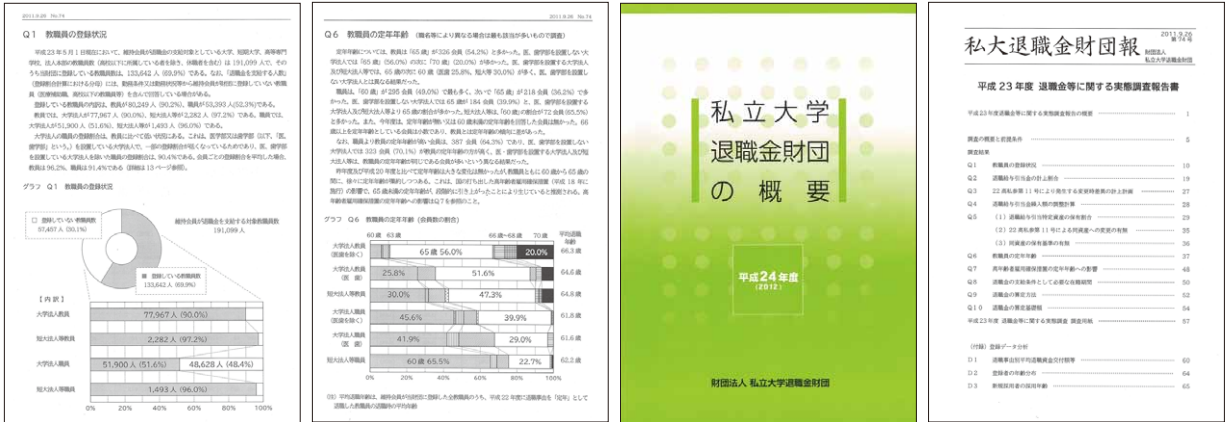
①退職資金の安定供給

②国庫補助による掛金負担の軽減

③優秀な教職員の確保

準備資産：掛金不足等不測の事態に備え、確実に退職資金を交付することなどのために保有

※管理経費は掛金に含まれない（管理経費は準備資産の利息収入より支弁）



事業運営の概況

退職資金と掛金率

退職資金と掛金率の基本的考え方

当財団の業務開始時に登録された教職員については、その過去の勤務期間も財団の登録期間として通算すること（過去勤務の通算）となり、各学校法人の掛金負担を抑えるために賦課方式を基盤としました。その後更に検討を重ね、支出が急増した場合に退職資金交付事業に支障をきたさないよう修正賦課方式を採用し、また資産の効率運用と準備金を保有することで掛金率の上昇を抑え、今日に至っています。掛金率は、退職資金交付に必要な資金を俸給総額で除して計算されます。当財団の掛金率には、本則掛金率と補正掛金率の2つの概念があります。

1. 本則掛金率

本則掛金率とは、3年間の退職資金を交付するための平均的な掛金率であり、維持会員全体をひとつの法人と仮定した場合に、退職資金交付業務を確実に運営するために必要な掛金率のことです。具体的には、将来交付額予測方式で掛金率を算定しています。この方式は、将来における各年度の退職

資金額や標準俸給月額等を予測し、その予測をもって、毎年度の退職資金交付に必要な掛金率を設定する方式で、様々な方法でこの予測の要素となる項目を推計しています。

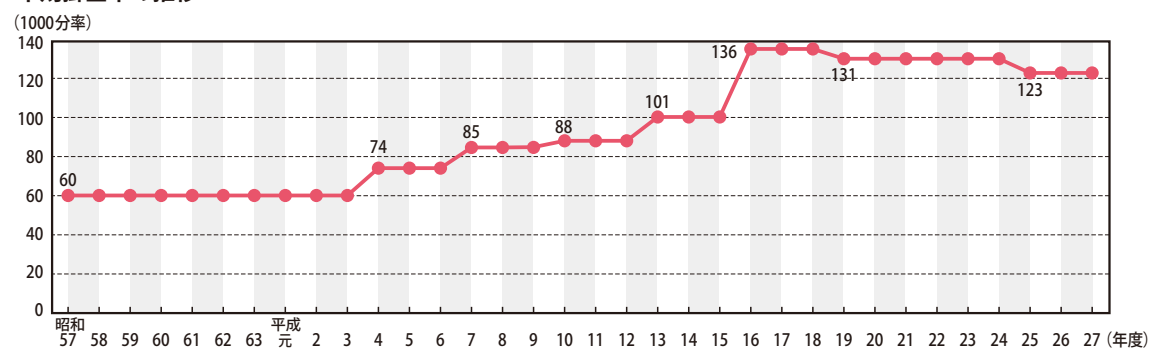
この退職資金の推計方法については、これまでも実態に予測を近付けるように修正してきたところです。企業年金における推計手法を基礎としつつ、予測の精緻化を試みています。主な推計項目には、退職率、死亡率、退職時期、昇給率、新規登録数などがあります。

さらに本則掛金率は、原則3年分の退職資金交付額を該当する年度の掛金で賄うように計算された（財政の均衡）退職資金交付掛金率のほかに次年度以降の退職資金の1年分相当額を蓄積する準備資産蓄積掛金率で構成されています。

退職資金交付掛金率は、実績と予測を確認し修正しており、また、修正賦課方式として、準備資産蓄積掛金率を退職資金の1年分貯蓄すべく調整しています。

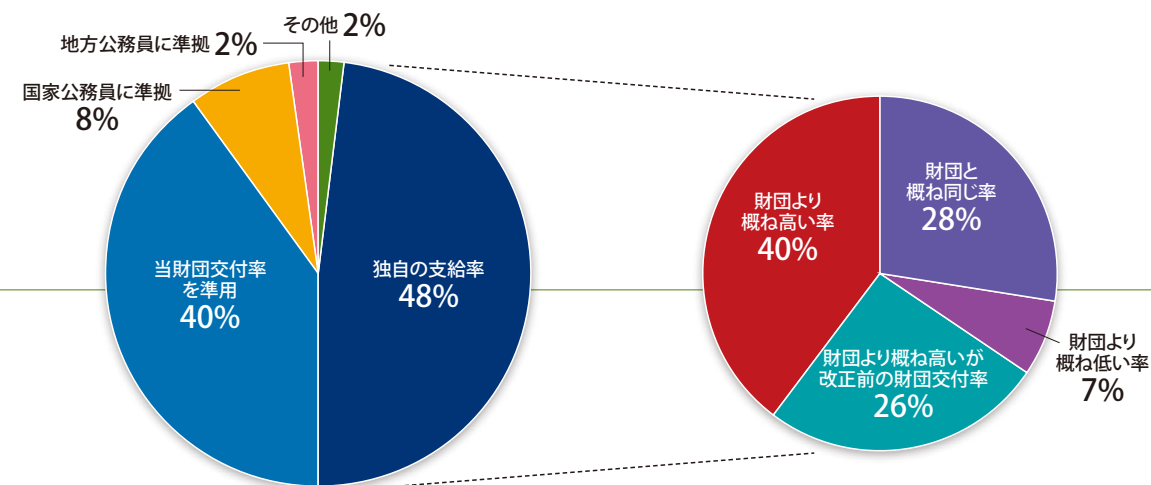
財団設立当初の掛金率は1000分の60でスタートし、1992（平成4）年度からは3年ごとに見直しを行い、必要な改正を行ってきました。第9次掛金率は、

本則掛金率の推移



	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次
退職資金交付掛金率	54	77	85	88	99	124	131	132	127
準備資産蓄積掛金率	6	△3	0	0	2	12	0	△1	△4
本 則 掛 金 率	60	74	85	88	101	136	131	131	123

2008（平成20）年度 維持会員の支給率の基準



維持会員の約3分の2が、当財団の交付率の水準を参考にしています。退職資金は、業務方法書で計算される退職資金計算額と維持会員の退職金規定に基づき、実際に支給された退職金とどちらか低い額が交付されます。

1000分の123となっています。

2004（平成16）年度以降の掛金率は、退職資金交付業務方法書第9条第7項により、その率の安定化を図るため、3年ごとに見直すことを規定化して改正しています。

2. 補正掛金率

補正掛金率とは、本則掛金率による掛金の総額を実態に即するよう維持会員ごとに適用する掛金率です。

当財団の財政方式は修正賦課方式であり、全体として収支は均衡するとともに、維持会員ごとの収支も長期的に均衡する前提ですが、設立時に、加入した維持会員に所属する教職員の過去勤務を全期間通算したこともあり、調整が必要でした。

この過去勤務を加味した在職期間で計算される退職資金は、当然財団設立時に過去勤務を加味しない教職員の退職資金より高額となります。高い退職資金を受給する教職員が多い（1人当たりの平均退職資金額が大きい）維持会員と、新設又は過去勤務期間の短い（1人当たりの平均退職資金額が小さい）維持会員が、同率の掛金率を負担することは、収支均衡に必要な期間を徒に長期化する要因となるため、退職資金の計算と相関関係にある平均在職年数を指標として掛金率を逡減逡増しています。

基本率表では、在職期間が短い教職員が多い場合には、退職資金交付率も低い教職員が多いということであり、本則掛金率より掛金率を低く、逆に在職年数が長い教職員が多い場合には、本則掛金率より掛金率を高くすることで、退職資金交付の実態に即す

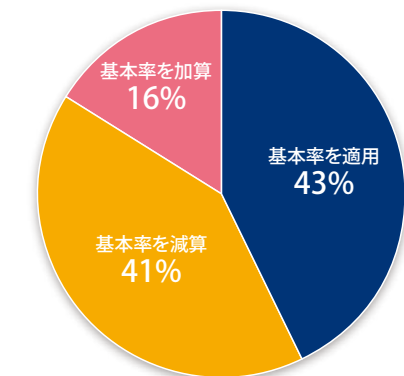
るように調整しています。さらに、維持会員ごとの在職者の平均在職年数により逡減逡増した基本率を基準としながらも、加入期間10年以上の維持会員については、これまでの掛金超過の程度又は退職資金交付超過の程度に応じて、会員間の分担の偏りを補正するため基本率を減算又は加算します。

この補正掛金率により維持会員ごとに掛金を算定した掛金収入総額は、全維持会員に本則掛金率を適用した場合と見合うようにしています。

なお、加入期間が10年未満の維持会員については、掛金と退職資金の超過の程度にかかわらず基本率を適用します。

長期的な観点からすれば、掛金はいずれ退職資金として学校法人に交付されることとなっています。

2012（平成24）年度 掛金率の補正状況



事業運営の概況

掛金率の推移

第1次掛金率

1982（昭和57）年度～1991（平成3）年度
1000分の60（退職資金交付掛金率54、準備資産蓄積掛金率6）

第1次掛金率は、修正賦課方式で10年後に1年分を貯蓄するということを考えて掛金の1割ずつを10年間積み立てることとしました。

その間の退職資金の交付に必要な掛金率は、私学共済の保有データから作成した長期予測と1977（昭和52）年から1979（昭和54）年の実態調査より1000分の54となり、この率に1割を加算し、1000分の60としました。設立のための実態調査は、退職資金の予測が高めに推定されているという恐れから、1982

ポイント

- 1. 退職金支給等の実態調査等から算出された率
- 2. 10年後に退職資金の1年分を保有する計画

（昭和57）年からのデータで点検、評価するために行い、掛金率を見直しましたが、10年間は1000分の60で退職資金の1年分を保有できる見込みであり、3年毎に補正掛金率表を改正し、退職資金の増加に対応しましたが、1989（平成元）年から掛金を退職資金が上回り、はじめたため、積立分より不足分を充当し補いつつ、第2次掛金率の検討を開始しました。

第2次掛金率

1992（平成4）年度～1994（平成6）年度
1000分の74（退職資金交付掛金率77、準備資産蓄積掛金率△3）

第2次掛金率は、1992（平成4）年度から2000（平成12）年度までの退職資金交付掛金率を推計し、検討時の10年後の2001（平成13）年度での準備資産の蓄積見込額から退職資金1年分を超えた分を第2次から第4次の掛金率から減算することとしました。

ポイント

- 1. 登録教職員データから10年間の退職資金交付掛金率を推計し、掛金率を算出した。
- 2. 5年又は10年という長期にわたる同一掛金率の設定は、将来不透明な点が多く困難であるため、3年ごとに掛金率の見直しを行うことにした。
- 3. 10年後に1年分を超える準備資産は、掛金率の軽減に使用することとし、2001（平成13）年度に1.04年分の蓄積ができると推計した。

退職資金の支出予測等について

第32回理事会（平成3年3月22日）資料

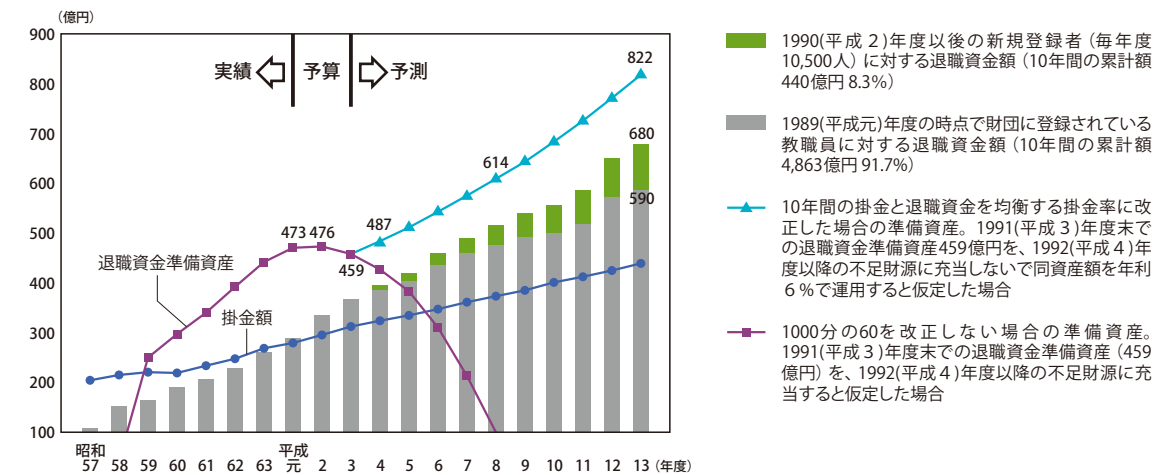
第33回理事会（平成3年5月8日）資料

区分	年度	財源率	左の平均率	掛金率	A		B		C		D		E		F		G		H	
					掛金額	億円	退職資金交付事業費	億円	過不足	億円	受取利息	億円	管理費	億円	収支差額	億円	前年度のG+F	億円	G÷B	
予算	3年度	72.7		60.0	313		370		△57		42		3		△18		459		1.24	

改定率	4年度	74.9	77.5	74.0	391	396	△ 5	36	3	28	487	1.23
	5年度	76.5			406	420	△ 14	37	3	20	507	1.21
	6年度	81.0			420	461	△ 41	39	3	△ 5	502	1.09
	3年の計				1,217	1,277	△ 60	112	9	43		

参考	7年度	83.4	84.7	82.0	482	491	△9	40	3	28	530	1.08
	8年度	84.9			499	517	△18	42	3	21	551	1.07
	9年度	85.8			516	540	△24	44	4	16	567	1.05
	10年度	85.8	89.1	87.0	566	558	8	45	4	49	616	1.10
	11年度	87.5			584	588	△4	49	4	41	567	1.12
	12年度	93.9			603	651	△48	52	4	0	657	1.01
	13年度	95.2	95.2	95.0	678	680	△2	53	4	47	704	1.04

参考 4～13年度の計					5,145	5,302	△157	437	35	245		
-------------	--	--	--	--	-------	-------	------	-----	----	-----	--	--

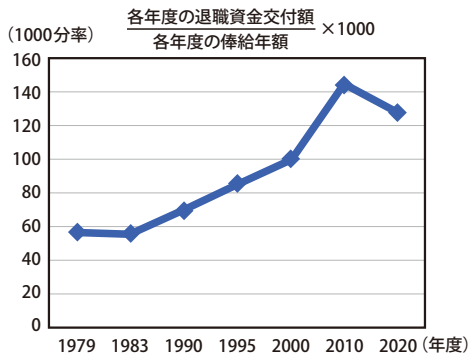


退職金等に関する実態調査（設立前）

	大学	短大	高専	合計
調査法人数	304	256	2	562
調査提出数	295	227	2	524
割合	97.04%	88.67%	100%	93.24%
調査集計数	292	215	2	509
割合	96.05%	83.98%	100%	90.57%

項目	昭和52年 (1～12月)	昭和53年 (1～12月)	昭和54年 (1～12月)	
① 在職者数	103,553	106,657	108,922	人
② 在職者俸給総年額	246,975,705	277,814,334	303,946,234	千円
③ 在職者平均在職年数			8年6月	
④ 退職者数	7,415	7,460	7,873	人
⑤ 退職金総額	9,843,728	11,706,211	14,344,430	千円
⑥ 退職者平均在職年数				
掛金率 ⑤÷②	39.86	42.14	47.19	‰
退職率 ④÷①×0.5	6.91%	6.76%	6.98%	
1人当 在職者俸給年額	2,385,017	2,604,745	2,790,494	円
1人当 退職金額	1,327,543	1,569,197	1,821,978	円
1法人当 在職者数	203.4	209.5	214	人
1法人当 退職者数	14.57	14.66	15.47	人

私立学校教職員共済組合での
退職資金にかかる試算（昭和55年7月1日）



最小自乗法（直線補完法）による推定値（Y=A+BX）

X年度	Y 掛金率（‰）	Y 1人平均俸給年額（円）	Y 1人平均退職金額（円）
52	39.40	2,390,680	1,325,689
53	43.06	2,593,419	1,572,906
54	46.72	2,796,157	1,820,124
55	50.38	2,998,896	2,067,341
56	54.04	3,204,634	2,314,559
57	57.70	3,404,373	2,561,776
58	61.36	3,607,111	2,808,994
A	-150.9166	-8,151,721.8	11,529,621.5
B	3.66	202,738.5	247,217.5

第3次掛金率

1995（平成7）年度～1997（平成9）年度
1000分の85（退職資金交付掛金率85、準備資産蓄積掛金率0）

将来の財政を均衡させるための掛金率を検討し、1995（平成7）年度以降の退職資金交付掛金率は、1000分の85と推計されました。しかしその後は標準俸給月額の上限額の引き上げを想定した将来推計等から、退職資金交付掛金率のみでは、準備資産が交付金1年分を満たすことができないと見込まれることから、退職資金交付掛金率の軽減をとりやめました。

ポイント

- 3 年間に必要な財源率は1000分の85.3
- 準備資産が10年後に退職資金の1年分を下回る可能性があるため、掛金率の軽減に使用しないものとした。

また、第3次掛金率の補正掛金率表（現基本率表）は、平均在職年数12.0年を1000分の74から85に改正し、12.5年から15年までは0.5年毎に1000分の3.6を加算し、15.5年以上は1.5を加算することとしました。6年以下は据え置きとし、6.5年から12年までは0.5年毎に3.2を加算することとしました。

第4次掛金率

1998（平成10）年度～2000（平成12）年度
1000分の88（退職資金交付掛金率88、準備資産蓄積掛金率0）

1998（平成10）年度以降の掛金率の予測については、第3次掛金率の時期より教職員の新規登録人数が減少していること、退職の年齢のうち70歳以上が1％弱占めていること、将来退職資金支出のピークが想定される時点でも本則掛金率を1000分の127に抑えるために利息等蓄積額からの資金補填（270億円）をすることを考慮しました。検討時点での予測では、1995（平成7）年から1997（平成9）年までの掛金収入が107億円超過すること等をふまえ、準備資産蓄積分を含めず、3年毎にその都度必要な掛金率の引き上げを行うこととしました。この方針のもと、第4次掛金率は、退職資金交付掛金率の1000分

ポイント

- 推計の期間を団塊の世代が退職するまでの期間に変更した。
- 新規採用教職員の減少及び退職の最高年齢を実態に即した条件で推計した。
- 将来、退職資金支出のピークが想定される時点でも掛金率を1000分の127に抑えるために、利息等蓄積額から270億円資金補填する方針を決定した。

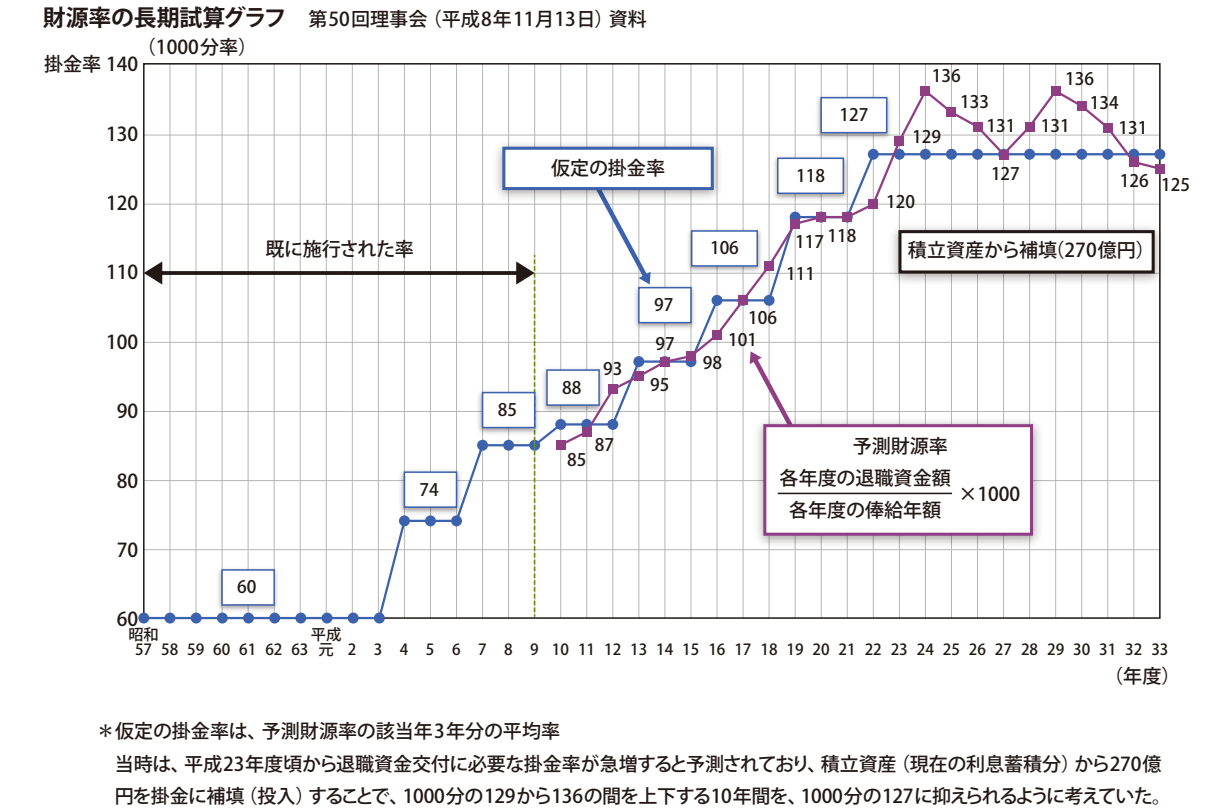
の88のままととなりました。また、若年層の定着率が上がり、退職率が下がったため、平均在職年数が約12年から約12.5年に上昇すると予測されました。これにより自動的に維持会員ごとの掛金率が引き上げられることが期待できることから、第3次掛金率の補正掛金率表を据え置いても必要な掛金額を確保できるため、補正掛金率表は改正しないこととしました。

平成4年度までの実績から推計した平成12年度までの退職資金額等について																	
第43回理事会（平成6年3月16日）資料																	
		A		B		C		D			E		F		G		H
区分		年度	期末人員	平均俸給月額		新規人員		退職人員			一人平均退職資金		退職資金額		標準俸給年額		財源率
				金 額	対前年度 増減率		人 員	対前年度 増減率	平均 在職年数	金 額	対前年度 増減率	金 額	対前年度 増減率	金 額	対前年度 増減率	金 額	F÷G
		平成	人	千円	%	人	人	%	年	万円	%	億円	%	億円	%	千分の	
予測	決 算	4年度	123,244	353	3.50	11,669	8,488	0.80	9.99	465	5.20	395	7.00	5,486	6.30	72.1	
	見 込	5年度	124,792	364	3.12	10,500	8,952	5.24	10.10	496	6.67	444	12.41	5,750	4.81	77.2	
	予 算	6年度	125,999	374	2.75	10,500	9,293	3.81	10.30	514	3.63	478	7.66	5,966	3.76	80.3	
	今回の 基 礎	7年度	127,096	383	2.41	10,500	9,403	1.18	10.70	551	7.20	518	8.37	6,155	3.17	84.2	
		8年度	128,124	392	2.35	10,500	9,472	0.73	10.90	579	5.08	548	5.79	6,352	3.20	86.3	
		9年度	129,257	401	2.30	10,500	9,367	△1.11	10.90	597	3.11	559	2.01	6,551	3.13	85.3	
	次回の 参 考	10年度	129,937	410	2.24	10,500	9,820	4.84	11.10	615	3.02	604	8.05	6,760	3.19	89.4	
		11年度	130,520	420	2.44	10,500	9,917	0.99	11.30	648	5.37	643	6.46	6,971	3.12	92.2	
		12年度	130,921	430	2.38	10,500	10,099	1.84	11.80	699	7.87	706	9.80	7,180	3.00	98.3	

改定の掛金率による推計
第44回理事会（平成6年6月23日）資料
(1)平成2～4年度の退職率とする。(2)平成4年度末の人員と俸給月額を基礎とする。(3)昇給率4.5%、俸給月額の上限は毎年1万円を引き上げる。(4)新規登録教職員数は、10,500人とする。

(4)新規登録教職員数は、10,500人とする。

					A	B	C	D	E	F	G	H	
区 分	年 度	財源率	左の 平均率	掛金率	掛金額	退職資金 交付事業費	A-B	過不足	受取利息	管理費	C+D-E	前年度の G+F	G÷B
					億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
決 算 決算見込 予 算	平成	千分の	千分の	千分の	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
	4年度	72.1	76.5	74.0	413	395	18	21	3	36	497	1.26	
	5年度	77.2			435	444	△ 9	19	3	7	504	1.14	
	6年度	80.3			452	478	△ 26	20	3	△ 9	495	1.04	
3年の計					1,300	1,317	△ 17	60	9	34		1.15	
改定率	7年度	84.2	85.3	85.0	523	518	5	21	3	23	518	1.00	
	8年度	86.3			540	548	△ 8	21	3	10	528	0.96	
	9年度	85.3			557	559	△ 2	22	3	17	545	0.97	
	3年の計					1,620	1,625	△ 5	64	9	50		
参 考	10年度	89.4	93.3	93.0	629	604	25	23	4	44	589	0.98	
	11年度	92.2			648	643	5	25	4	26	615	0.96	
	12年度	98.3			668	706	△ 38	26	4	△ 16	599	0.85	
	3年の計					1,945	1,953	△ 8	74	12	54		
参 考 9年の計					4,865	4,895	△ 30	198	30	138			



第 4 章

事業運営の概況

掛金率の推移

第5次掛金率

2001（平成13）年度～2003（平成15）年度
1000分の101（退職資金交付掛金率99、準備資産蓄積掛金率2）

第5次掛金率は、2001（平成13）年度から2003（平成15）年度までの退職資金の増額に対応し、退職資金交付掛金率を1000分の99としました。そして、全維持会員を1つの会員とした場合の退職資金超過分について、2001（平成13）年度以降に加入した維持会員以外にその超過分の50%を20年間で徴収する措置を講じ、1000分の2を掛金率に加えて、1000分の101に改正しました。

第5次掛金率について各種の試算を行った結果、本則掛金率を平均在職年数のみを指標として補正する方式では、維持会員間の収支格差が次の事由から今後も急速に拡大していく傾向が予測されたため、10年後から到来する退職資金交付のピーク時前後において、維持会員ごとの掛金率をできるだけ交付金の実態に見合うように合理化する必要があります。

財団設立当初に予測できず、長期間の実態の推移を見て判断し、解決する必要がある事由とは、1つめは、規模の大小にかかわらず同じ平均在職年数の維持会員であっても、教職員の年齢構成等によって退職資金の交付実績に相当な開きが生ずることです。

2つめは、長期勤続者が平均以上に退職すると、退職資金交付額が増加する一方、掛金を補正する平均在職年数が相当低下し、収支格差の拡大の要因となることです。

3つめは、制度発足当時と比較して、1人当たりの退職資金単価が4倍以上に上昇しているため、収支格差が拡大することです。

これらの問題点を長期的観点から、より公平で確実な業務執行を保証する方式に改めるものです。

また、個々の維持会員に適用する補正掛金率は、平均在

ポイント

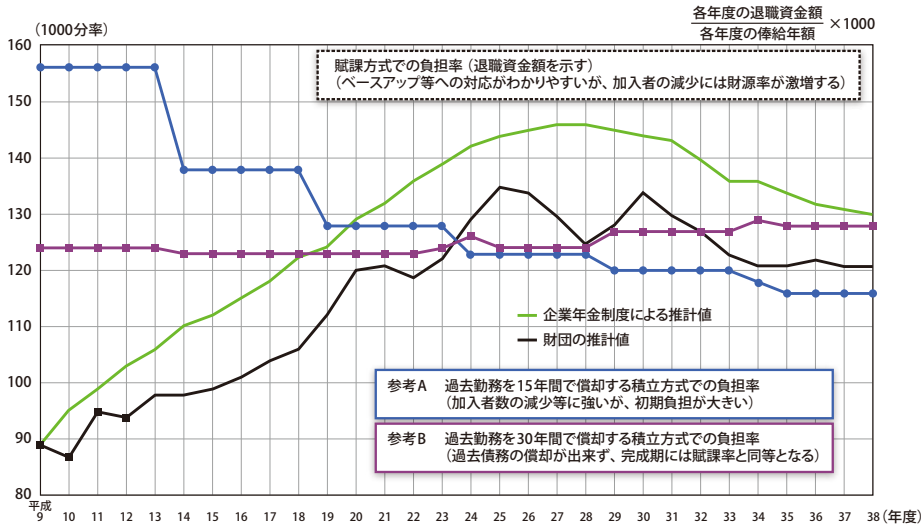
1. 補正掛金率は、平均在職年数の大小に応じて通減通増する基本率表から算定した率と過去5年間の交付実績に基づく補正式により算定した率との合計とした。
2. 交付財源率がピークを迎える時期に備えて、ゆるやかに準備資産を1年分に回復するため、1000分の2を加算した。

職年数のみの補正では収支の均衡を保てないため、過去5年間に交付した退職資金の平均交付実績率を算定の指標に加え、一層の合理化を図りました。

調整方法は2つに分かれており、第1調整は、平均在職年数から算出される基本率と過去5年間の実績から算出される実績率を比較し、退職資金超過の場合は、その超過分の50%を基本率に加算し、掛金超過の場合は、その超過分の15%を基本率から減ずるものです。この乗じる割合の差は、年間の掛金でその年の退職資金を賄うという掛金自体の基本的原則に則り、50%の加算で得られる増額分から計算できる減額分は15%相当であるためです。

第2調整は、1998（平成10）年度末において退職資金超過となっている会員に退職資金超過分の50%分を20年間で分割した率です。なお、この調整後の率が大幅な引き上げとなることを避けるために、激変緩和として、従前の掛金率の1.5倍を引き上げの上限としました。

将来の所要財源率（退職資金）の推計値について 業務説明会（平成12年7月）資料



第6次掛金率

2004（平成16）年度～2006（平成18）年度
1000分の136（退職資金交付掛金率124、準備資産蓄積掛金率12）

第6次掛金率は、3年間で準備資産を1年分とするための1000分の12を加えた、1000分の136に改正しました。早期退職者の影響を受け、退職資金が掛金を163億円上回った第4次掛金率の状況を踏まえ、第5次掛金率においては、毎年度13億円の準備資産の積立を行うものとしていましたが、2001（平成13）年度決算における退職資金が計画より19億円増加し、積立をすどころか6億円の不足となりました。結果、1998（平成10）年度からの4年間で169億円の掛金収入不足となり、準備資産を取り崩すこととなりました（第4次、第5次掛金率の6年間で186億円の掛金収入不足）。

また、将来予測の面から、財団設立時に登録した教職員35,000人の退職資金額は、全体の約7割の6,600億円となり、また年齢分布は54歳が最も多く、過去勤務通算処理をした教職員に対する将来推計が当面の最重要項目であると考えました。10年後の定年年齢にある人数は、当時の定年年齢にある人数より約1,000人増加するものと見込まれ、しかも長期間定年まで勤めた高額退職者の退職も含まれ、これを見込んだ推計方法に変更しました。第6次の退職資金交付掛金率の1000分の124は、第5次の実績の1000分の108から1000分の16高くなりますが、今後も推計値を上回る実績が数年間継続すると、退職資金の財源がなくなり、交付ができなくなる事態となるため、将来の退職資金交付業務を確実に実施するために必要な措置でした。

準備資産蓄積掛金率は、「財団設立当初の積立分である1000分の6」、「第4次、第5次で取り崩した準備資産を補うための1000分の9」、「2001（平成13）年度において1年分蓄積するために不足している1000分の12（補填分及び追加分）」の3パターンを理事会に提案し、協議の結果、将来の安定性を重視した1000分の12となりました。

補正方法は、掛金累積額から退職資金累積額を控除した差額である収支差額を、平均退職資金額で除した値を、収支

ポイント

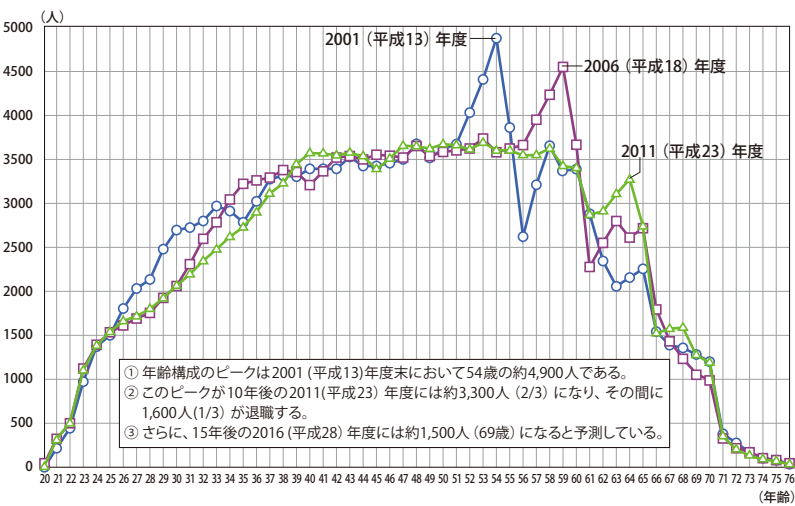
1. 第5次までの実績を踏まえた推計方法を選択し、退職資金交付掛金率を1000分の124とした。
2. 当財団の目標である1年分相当額の準備資産を3年間で確保するため、2001（平成13）年度での不足分1000分の12（244億円）を加算した。
3. 収支差額を指標化した「収支差額指数」を設けた。

差額指数として指標化しました。これは、プラスの場合、平均退職資金の何倍掛金が超過しているということであり、マイナスの場合、何倍退職資金が超過しているということです。退職資金の1年分相当額を蓄積することを目標とする当財団では、+1が通常の状態となりますが、収支差額をわかりやすく判断するため、とりあえず収支差額0を中心として、±4を基本率適用限界点とし、それを超える会員に限り補正調整を行い、その指数を3年間で一定の範囲とする方法に変更するものです。

この基本率適用限界点については、第6次は±4とし、特別な事情が無い限り第7次では±3とすることとしました。維持会員の掛金の激変緩和の観点から、第6次では急激な収支の回復となる±3を避けたものです。

補正調整の方法は、基本率を加算又は減算する率として、収支差額指数が基本率適用限界点を超過した数値分を3年間で調整するものとしますが、第5次と同様に激変緩和措置として、掛金率の1.5倍を上限、0.5倍を下限としました。また減算調整も第5次と同様に、増額分から減額分を計算し、調整分に0.25を乗じることとしました。

登録教職員の年齢構成の将来予測 第68回理事会（平成14年11月27日）資料



第 4 章

事業運営の概況 掛金率の推移

第 7 次掛金率

2007（平成 19）年度～2009（平成 21）年度
1000 分の 131（退職資金交付掛金率 131、準備資産蓄積掛金率 0）

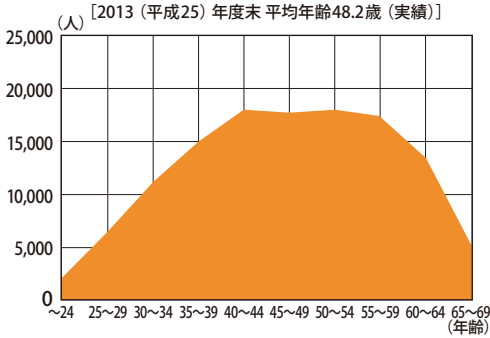
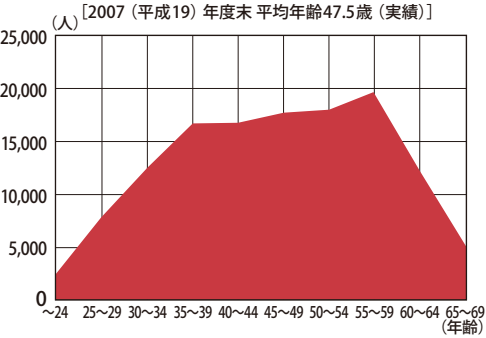
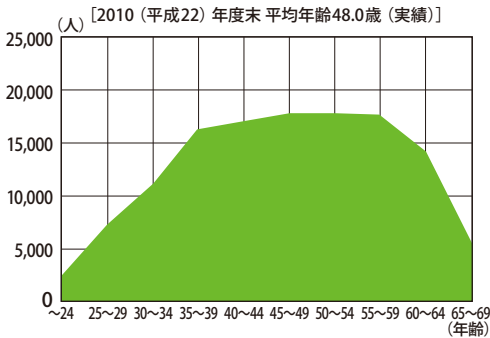
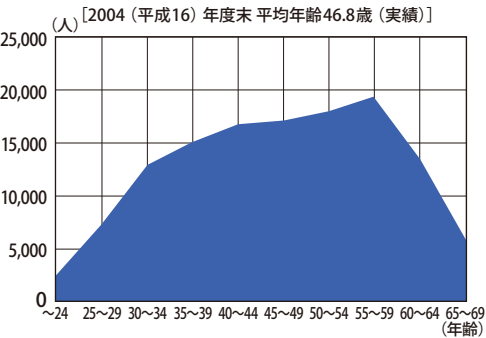
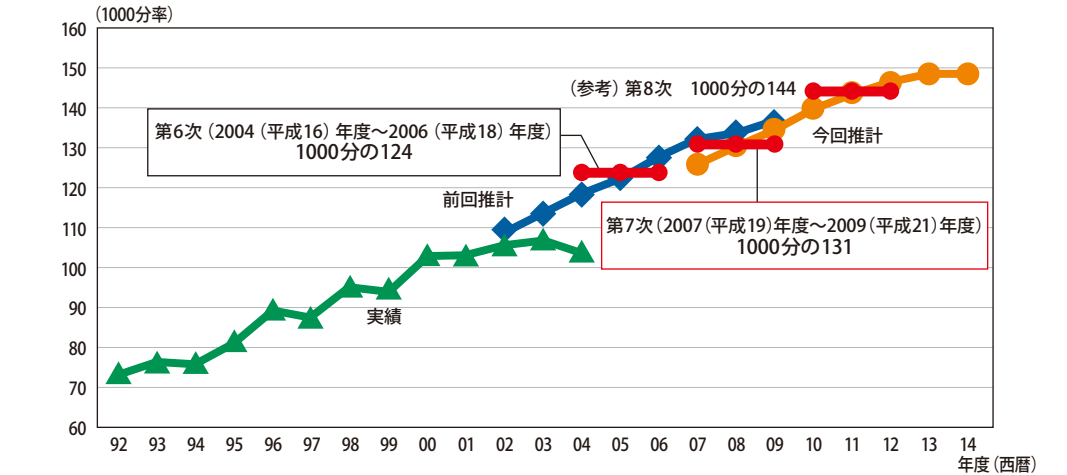
退職資金交付掛金率は 1000 分の 131 と増加しましたが、問題となっていた準備資産の保有額が、2004（平成 16）年度末で 305 億円（0.44 年分）と回復し、第 6 次掛金率の残りの 2 年間で同様の積立が見込めるとして、準備資産蓄積掛金率は 0 としま

ポイント

- 1. 適用期間の退職資金交付額の予測から、退職資金交付掛金率を 1000 分の 131 とした。
- 2. 準備資産は 1 年分に回復できるとして、準備資産蓄積掛金率を 0 とした。
- 3. 予定通り基本率適用限界点を ± 3 とした。

した。
補正掛金率の調整方法については、基本率適用限界点を ± 3 とした以外は、第 6 次と同様です。

登録教職員の交付掛金率及び年齢構成の将来予測（企業年金による推計）
第 76 回理事会（平成 17 年 11 月 16 日）資料



第 8 次掛金率

2010（平成 22）年度～2012（平成 24）年度
1000 分の 131（退職資金交付掛金率 132、準備資産蓄積掛金率 △ 1）

第 8 次掛金率の退職資金額等の推計期間は、団塊の世代退職後の状況等長期の傾向をみるため、2008（平成 20）年度からの 30 年間としました。新規登録教職員数、退職率、昇給率は教員と職員を区分して推計する等条件を変更して推計した結果、第 8 次は 1000 分の 132、第 9 次は 1000 分の 135、第 10 次は 1000 分の 131、第 11 次は 1000 分の 126 と推計されました。

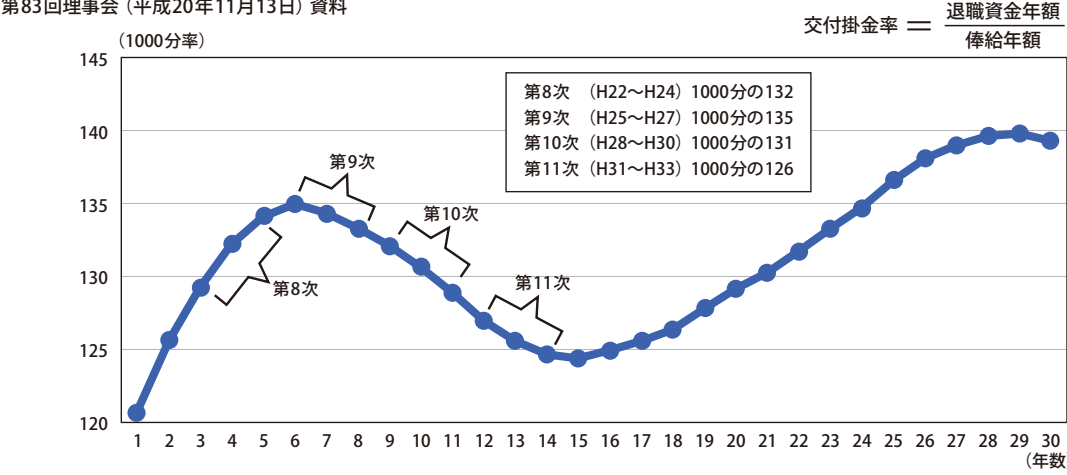
そこで、本則掛金率は、準備資産の保有状況等を

ポイント

- 1. 退職資金交付掛金率は、推計上は 1000 分の 132 であるが、準備資産の保有状況等を考慮し、1000 分の 131 とした。
- 2. 団塊の世代退職後の長期の傾向をみるため、推計期間を 30 年に変更した。
- 3. 調整計算において「加算額の範囲内で減算する」方針は退職資金超過の改善に伴い、減算係数は 0.11 となるが、0.25 を維持した。

考慮し、第 7 次掛金率の 1000 分の 131 を継続できることから、1000 分の 131 としました。なお、約 30 年後に再度 1000 分の 140 まで上昇し、その後下降に向かう傾向が確認されました。

交付掛金率の予測
第 83 回理事会（平成 20 年 11 月 13 日）資料



国立社会保障・人口問題研究所による将来予測人口について

- 第 83 回理事会（平成 20 年 11 月 13 日）資料
- ・国立社会保障・人口問題研究所が提供する、出生中位・死亡中位とした場合の日本の将来人口予測資料を利用。（2006 年 12 月推計。2008 年時点の総人口：1 億 2,800 万人に対し、30 年後の総人口：1 億 900 万人と推計されている）
- ・そのうち、18 ～ 22 歳人口についてピックアップして下記のように集計。①/②の人員比率を求める。
→この比率を用い、18 ～ 22 歳人口の減少比率に伴って新規加入者も減少（教員・職員別に同じ割合）するものとして計算。

（人数単位：千人）							
時点	18 歳人口	19 歳人口	20 歳人口	21 歳人口	22 歳人口	合計	① 3 年毎の合計
2008	1,244	1,287	1,330	1,375	1,409	6,645	
2009	1,219	1,249	1,292	1,335	1,380	6,475	19,457
2010	1,221	1,224	1,255	1,298	1,340	6,337	…②
2011	1,200	1,226	1,230	1,261	1,303	6,219	
2012	1,218	1,205	1,232	1,236	1,266	6,158	18,510
2015	1,202	1,203	1,230	1,237	1,224	6,096	18,314
2018	1,196	1,199	1,220	1,222	1,223	6,060	18,183
2021	1,126	1,167	1,191	1,217	1,220	5,921	17,750
2024	1,073	1,067	1,113	1,148	1,189	5,591	16,740
2027	961	995	1,040	1,096	1,090	5,182	15,559
2030	891	920	951	984	1,018	4,764	14,311
2033	838	861	887	915	943	4,443	13,337
2036	797	817	838	861	885	4,198	12,599
2037	785	804	825	847	869	4,130	

（人数単位：千人）	
【参考】 ③ 日本の全人口	【参考】 ③/④
127,568 …④	1
127,395	0.999
127,176	0.997
126,913	0.995
126,605	0.992
125,430	0.983
123,915	0.971
122,097	0.957
120,015	0.941
117,713	0.923
115,224	0.903
112,555	0.882
109,714	0.86
108,732	0.852

第 4 章

事業運営の概況

掛金率の推移

第9次掛金率

2013（平成25）年度～2015（平成27）年度
1000分の123（退職資金交付掛金率127、準備資産蓄積掛金率△4）

第4次掛金率検討の際の長期方針で、退職資金支出のピークが想定される時点でも掛金率を1000分の127に抑えるために、準備資産から交付金に補填することを予定しましたが、2011（平成23）年度に利息等蓄積額から298億円を退職資金の交付財源に充当しました。それを受けた第9次掛金率の基本方針を立て、準備資産のうち、1年分を超える蓄積分についても、1年分相当額に近付けるための掛金率を設定することとしました。退職資金の推計方法は、予測結果を実態に近付けるように、これまでも修正してきましたが、2010（平成22）年度決算においても実態との乖離が認められたため、企業年金における推計方法を基礎としつつも、推計条件の変更を行い、予測の精緻化を試みた結果、第9次掛金率の退職資金交付掛金率は、1000分の127となりました。この値を基に、10年後の準備資産の保有状況や掛金率の安定を考慮し、第9次掛金率の本則掛金率は1000分の123としました。

なお、減算調整に使用する財源となる加算調整の対象額が改善により減少していますが、減算調整に使用

ポイント

1. 利息等蓄積額からの退職資金への充当額298億円による具体の負担軽減にあわせて、準備資産を1年分相当額に近付けるために掛金率を減算する。
2. 掛金率の変動はできるだけ小さくしてほしいという維持会員からの要望に則り、2021（平成33）年度（第11次）まで同程度の掛金率の維持を念頭に置いて設定した。

する係数は、従前の係数0.25を維持し、補正方法を含め、将来の財政の均衡を図る抜本的な掛金率設定の見直しは、第10次掛金率以降に行うこととしました。

第9次掛金率での推計結果は、それまでの推計の条件を点検し、推計条件を変更したため、第8次掛金率での推計結果とは異なりました。主な推計項目は、職種（教職員の区分）、最終年齢、退職率、退職時期、死亡率、昇給率、新規登録者数、登録時期です。

第9次掛金率は、準備資産の保有状況として、10年後に1年分に余裕をもたせながら、準備資産を2年分から1年分に近付けるため、今後は、毎年退職資金が掛金を上回ることを予定（団塊の世代が65歳・70歳で退職する第9次と第10次の6年間で363億円）しています。その上回る額については、国債等で保有している掛金蓄積累積額の償還が充分であることから資金が不足する心配はありません。

別表第3 基本率表（旧補正掛金率表）の変遷

第9条第3項に 定める掛金率	第1次			第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次
	千分の60			74	85	88	101	136	131	131	123
施行日	昭和57年4月1日	昭和60年1月1日	昭和63年1月1日	平成4年4月1日	平成7年4月1日	平成10年4月1日	平成13年4月1日	平成16年4月1日	平成19年4月1日	平成22年4月1日	平成25年4月1日
改正理事会 平均在職年数	第1回	第11回	第21回	第35回	第45回	第54回	第61回	第70回	第78回	第84回	第95回
0.0 以上	34.5	15.0	15.0	15.0	15.0	掛 金 率 の 改 正 に よ る 補 正 掛 金 率 表 の 改 正 は な い	15.0	20.5	17.0	基 本 率 表 の 改 正 は な い	16.2
0.5	36.0	17.5	17.5	17.5	17.5		17.5	24.0	20.5		19.5
1.0	37.5	20.0	20.0	20.0	20.0		20.0	27.5	24.0		22.8
1.5	39.0	22.5	22.5	22.5	22.5		22.5	31.0	27.5		26.1
2.0	40.5	25.0	25.0	25.0	25.0		25.0	34.5	31.0		29.4
2.5	42.0	27.5	27.5	27.5	27.5		27.5	38.0	34.5		32.7
3.0	43.5	30.0	30.0	30.0	30.0		30.0	41.5	38.0		36.0
3.5	45.0	32.5	32.5	32.5	32.5		32.5	45.0	41.5		39.3
4.0	46.5	35.0	35.0	35.0	35.0		35.0	48.5	45.0		42.6
4.5	48.0	37.5	37.5	37.5	37.5		37.5	52.0	48.5		45.9
5.0	49.5	40.0	40.0	40.5	40.5		40.5	56.0	52.0		49.2
5.5	51.0	42.0	42.0	43.5	43.5		43.5	61.0	56.0		52.5
6.0	52.5	44.0	44.0	46.5	46.5		47.0	66.0	61.0		57.2
6.5	54.0	46.0	46.0	49.5	49.8		51.0	71.0	66.0		61.9
7.0	55.5	48.0	48.0	52.5	53.0		55.0	76.0	71.0		66.6
7.5	57.0	50.0	50.0	55.5	56.2		59.0	81.0	76.0		71.3
8.0	58.5	52.0	52.0	58.5	59.4		63.0	86.0	81.0		76.0
8.5	60.0	54.0	53.0	61.5	62.6		67.0	91.0	86.0		80.7
9.0	61.5	56.0	54.0	64.5	65.8		71.0	96.0	91.0		85.4
9.5	63.0	58.0	55.0	67.5	69.0		75.0	101.0	96.0		90.1
10.0	64.5	60.0	56.0	68.8	72.2		79.0	106.0	101.0		94.8
10.5	66.0	61.1	57.0	70.1	75.4		83.0	111.0	106.0		99.5
11.0	67.5	62.2	58.0	71.4	78.6		87.0	116.0	111.0		104.2
11.5	69.0	63.3	59.0	72.7	81.8		91.0	121.0	116.0		108.9
12.0	70.5	64.4	60.0	74.0	85.0		95.0	126.0	121.0		113.6
12.5	72.0	65.5	62.5	77.1	88.6		99.0	131.0	126.0		118.3
13.0	73.5	66.6	65.0	80.2	92.2		103.0	136.0	131.0		123.0
13.5	75.0	67.7	67.5	83.3	95.8		107.0	141.0	136.0		127.7
14.0	76.5	68.8	70.0	86.4	99.4		111.0	146.0	141.0		132.4
14.5	78.0	69.9	72.5	89.5	103.0		115.0	151.0	146.0		137.1
15.0	79.5	71.0	75.0	92.6	106.6		119.0	156.0	151.0		141.8
15.5	81.0	72.0	76.0	93.9	108.1		121.0	161.0	156.0		146.5
16.0	82.5	73.0	77.0	95.2	109.6		123.0	166.0	161.0		151.2
16.5	84.0	74.0	78.0	96.5	111.1		125.0	171.0	166.0		155.9
17.0	85.5	75.0	79.0	97.8	112.6		127.0	173.5	171.0		160.6
17.5	87.0	76.0	80.0	99.1	114.1		129.0	176.0	173.5		163.0
18.0	88.5	77.0	81.0	100.4	115.6		131.0	178.5	176.0		165.4
18.5	90.0	78.0	82.0	101.7	117.1		133.0	181.0	178.5		167.8
19.0	91.5	79.0	83.0	103.0	118.6		135.0	183.5	181.0		170.2
19.5	93.0	80.0	84.0	104.3	120.1		137.0	186.0	183.5		172.6
20.0	94.5	81.0	85.0	105.6	121.6		139.0	188.5	186.0		175.0
20.5	96.0	82.0	86.0	106.9	123.1		141.0	191.0	188.5		177.4
21.0	97.5	83.0	87.0	108.2	124.6		143.0	193.5	191.0		179.8
21.5	99.0	84.0	88.0	109.5	126.1		145.0	196.0	193.5		182.2
22.0	100.5	85.0	89.0	110.8	127.6		147.0	198.5	196.0		184.6
22.5	102.0	86.0	90.0	112.1	129.1		149.0	201.0	198.5		187.0
23.0	103.5	87.0	91.0	113.4	130.6		151.0	203.5	201.0		189.4
23.5	105.0	88.0	92.0	114.7	132.1		153.0	206.0	203.5		191.8
24.0	106.5	89.0	93.0	116.0	133.6		155.0	208.5	206.0		194.2
24.5	108.0	90.0	94.0	117.3	135.1		157.0	211.0	208.5		196.6
25.0	109.5	91.0	95.0	118.6	136.6		159.0	213.5	211.0		199.0
25.5	111.0	92.0	96.0	119.9	138.1		161.0	216.0	213.5		201.4
26.0	112.5	93.0	97.0	121.2	139.6		163.0	218.5	216.0		203.8
26.5	114.0	94.0	98.0	122.5	141.1		165.0	221.0	218.5		206.2
27.0	115.5	95.0	99.0	123.8	142.6		167.0	223.5	221.0		208.6
27.5	117.0	96.0	100.0	125.1	144.1		169.0	226.0	223.5		211.0
28.0	118.5	97.0	101.0	126.4	145.6		171.0	228.5	226.0		213.4
28年以上	0.5年ごとに 千分の1.5を 加算する	0.5年ごとに千分の1.0を 加算する	0.5年ごとに 千分の1.3を 加算する	0.5年ごとに 千分の1.5を 加算する	0.5年ごとに 千分の2.0を 加算する		0.5年ごとに 千分の2.0を 加算する	0.5年ごとに千分の2.5を 加算する	0.5年ごとに千分の2.4を 加算する		

* 第61回理事会での改正により、別表第3の従来平均在職年数による「補正掛金率表」を「付表（基本率表）」とした。
* 第84回理事会での改正により、別表第3の「付表（基本率表）」を別表第3「基本率表」とした。
* 平均在職年数は、維持会員に11月1日付で在職している教職員の在職年数の平均。



事業運営の概況
掛金率の推移

別表第 4 基本率の減算または加算方法（旧補正掛金率表）の変遷

施行日	2001（平成13）年4月1日		2004（平成16）年4月1日		2007（平成19）年4月1日			2010（平成22）年4月1日		2013（平成25）年4月1日	
理事会	第61回		第70回		第78回			第84回		第95回	
内 容	補正掛金率 ^{（千分率表示）}	補正掛金率は、下欄の第一調整率と第二調整率を合計した率とする。 但し、その率が平成13年3月31日現在において適用を受けていた従前の補正掛金率に1.5を乗じて得た率（小数点第2位以下切り捨て）を超えるときは、当該1.5を乗じて得た率とする。	補正掛金率 ^{（千分率表示）}	補正掛金率は、本表付表（基本率表）（注1）に定めたとおりとする。 但し、加入期間が10年以上の維持会員のうち、下欄に該当する場合は、それぞれの欄に定めたとおりとする。	補正掛金率 ^{（千分率表示）}	補正掛金率は、本表付表（基本率表）に定めたとおりとする。 但し、加入期間が10年以上の維持会員のうち、下欄に該当する場合は、それぞれの欄に定めたとおりとする。（注6）		基本率を減算する場合	E＞3の場合 $A - (E - 3.00) \times D \times 0.25$ （注7） （千分率表示）（小数点第2位以下は切り捨てる）	基本率を減算する場合	E＞3の場合 $A - (E - 3.00) \times D \times 0.25$ （注7） （千分率表示）（小数点第2位以下は切り捨てる）
	第一調整率	A ≤ B の場合 次の算式により算定した率（千分率表示で小数点第2位以下切り捨て）とする。 $A + (B - A) \times 0.5$	基本率を減算する場合	（千分率表示）（小数点第2位以下は切り捨てる） E＞4の場合（掛金累積額が超過している維持会員） $A - (E - 4.00) \times D \times 0.25$ （注2） 但し、この率が平成15年度末において適用を受けていた補正掛金率に0.5（注3）を乗じて得た率（小数点第2位以下切り捨てる）を下回るときは、当該0.5を乗じて得た率とする。	基本率を減算する場合	（千分率表示）（小数点第2位以下は切り捨てる） E＞3の場合 $A - (E - 3.00) \times D \times 0.25$ （注2）		基本率を加算する場合	E＜－3の場合 ^{（注4）} $A + (-E - 3.00) \times D$ （千分率表示）（小数点第2位以下は切り捨てる） なお、この率が平成21年度の補正掛金率に2を乗じて得た率を超えるときは、当該2を乗じて得た率とする。 但し、当該2を乗じて得た率が、本則掛金率を下回る場合は、本則掛金率（上記算式により算定した率が本則掛金率を下回るときは当該算定した率）とする。	基本率を加算する場合	E＜－3の場合 ^{（注4）} $A + (-E - 3.00) \times D$ （千分率表示）（小数点第2位以下は切り捨てる） なお、この率が平成24年度の補正掛金率に2を乗じて得た率を超えるときは、当該2を乗じて得た率とする。 但し、当該2を乗じて得た率が、本則掛金率を下回る場合は、本則掛金率（上記算式により算定した率が本則掛金率を下回るときは当該算定した率）とする。
		A＞B の場合 次の算式により算定した率（千分率表示で小数点第2位以下切り捨て）とする。 $A - (A - B) \times 0.15$ 但し、その率が平成13年3月31日現在において適用を受けていた従前の補正掛金率を下回るときは、当該従前の補正掛金率（Aが平成13年3月31日現在で適用を受けていた従前の補正掛金率を下回る場合及び従前の補正掛金率がない場合はAの率）とする。		（千分率表示）（小数点第2位以下は切り捨てる） E＜－4の場合（退職資金累積額が超過している維持会員） ^{（注4）} $A + (-E - 4.00) \times D$ 但し、この率が平成15年度末において適用を受けていた補正掛金率に1.5（注3）を乗じて得た率（小数点第2位以下は切り捨てる）を超えるときは、当該1.5を乗じて得た率とする。 この場合、当該1.5を乗じて得た率が本則掛金率を下回る場合は、本則掛金率（上記算式により算定した率が本則掛金率を下回るときは当該算定した率）とする。		（千分率表示）（小数点第2位以下は切り捨てる） E＜－3の場合 ^{（注4）} $A + (-E - 3.00) \times D$ $\left(\begin{array}{l} \text{理事長の定め} \\ \text{この率が平成18年度の補正掛金率に2を} \\ \text{乗じて得た率を超えるときは、当該2を乗じ} \\ \text{て得た率とする。} \end{array} \right)$					
	第二調整率	C＞D の場合のみ 次の算式により算定した率（千分率表示で小数点以下切り捨て）とする。 $\frac{(C - D)}{E} \times 0.5 \div 20$	基本率を加算する場合		基本率を加算する場合						
【備考】 この表における算式中、次に掲げる記号の内容（数値）は、それぞれ次に掲げたとおりとする。		【備考】 上欄における算式中の記号の内容（数値）は、次のとおりとし、維持会員ごとに算定するものとする。		【備考】 算式中の記号の内容（数値）は、次のとおりとし、維持会員ごとに算定するものとする。		【備考】 算式中の記号の内容（数値）は、次のとおりとし、維持会員ごとに算定するものとする。		【備考】 算式中の記号の内容（数値）は、次のとおりとし、維持会員ごとに算定するものとする。		【備考】 算式中の記号の内容（数値）は、次のとおりとし、維持会員ごとに算定するものとする。	
A：本表付表に定める基本率（千分率表示したもの）		A：本表付表に定める基本率（千分率表示したもの）		A：本表付表に定める基本率（千分率表示したもの）		A：別表第3に定める基本率（千分率表示したもの）		A：別表第3に定める基本率（千分率表示したもの）		A：別表第3に定める基本率（千分率表示したもの）	
B：当該年度の3年度前の引き続く5年度間（平成13年度の場合は、平成6年度から平成10年度までの5年度間）について、次の算式により算定した率（千分率表示で小数点第2位以下切り捨て） $\frac{\text{5年度間に退職した教職員に係る退職資金の累積額}}{\text{5年度間に掛金を納入した教職員の標準俸給月額総額}}$		B：昭和57年度から平成13年度までの間に納入した掛金の累積額 C：昭和57年度から平成13年度までの間に退職した教職員に係る退職資金の累積額 n：平成13年度末における維持会員の加入期間（年）（1年未満の端数は切り上げる）		B：昭和57年度から平成16年度までの間に納入した掛金の累積額 C：昭和57年度から平成16年度までの間に退職した教職員に係る退職資金の累積額 n：平成16年度末における維持会員の加入期間（年）（1年未満の端数は切り上げる）		B：加入年度から平成19年度までの間に納入した掛金の累積額 C：加入年度から平成19年度までの間に退職した教職員に係る退職資金の累積額 n：平成19年度末における維持会員の加入期間（年）（1年未満の端数は切り上げる）		B：加入年度から平成22年度までの間に納入した掛金の累積額 C：加入年度から平成22年度までの間に退職した教職員に係る退職資金の累積額 n：平成22年度末における維持会員の加入期間（年）（1年未満の端数は切り上げる）		B：加入年度から平成22年度までの間に納入した掛金の累積額 C：加入年度から平成22年度までの間に退職した教職員に係る退職資金の累積額 n：平成22年度末における維持会員の加入期間（年）（1年未満の端数は切り上げる）	
C：昭和57年度から平成10年度までの間に退職した教職員に係る退職資金の累計額		D：次の算式により算定した率（千分率表示で小数点第2位以下は切り捨てる） $\frac{\text{平均退職資金額}(C \div n) \text{（注5）}}{\text{平成13年度掛金を納入した教職員の標準俸給月額総額}} \times \frac{1}{3} \text{（年）}$		D：次の算式により算定した率（千分率表示で小数点第2位以下は切り捨てる） $\frac{\text{平均退職資金額}(C \div n) \text{（注5）}}{\text{平成16年度掛金を納入した教職員の標準俸給月額総額}} \times \frac{1}{3} \text{（年）}$		D：次の算式により算定した率（千分率表示で小数点第2位以下は切り捨てる） $\frac{\text{平均退職資金額}(C \div n) \text{（注5）}}{\text{平成19年度掛金を納入した教職員の標準俸給月額総額}} \times \frac{1}{3} \text{（年）}$		D：次の算式により算定した率（千分率表示で小数点第2位以下は切り捨てる） $\frac{\text{平均退職資金額}(C \div n) \text{（注5）}}{\text{平成22年度掛金を納入した教職員の標準俸給月額総額}} \times \frac{1}{3} \text{（年）}$		D：次の算式により算定した率（千分率表示で小数点第2位以下は切り捨てる） $\frac{\text{平均退職資金額}(C \div n) \text{（注5）}}{\text{平成22年度掛金を納入した教職員の標準俸給月額総額}} \times \frac{1}{3} \text{（年）}$	
D：昭和57年度から平成10年度までの間に納入した掛金の累積額		E：次の算式により算定した収支差額指数（小数点第3位以下は切り捨てる） $\frac{\text{掛金累積額}(B) - \text{退職資金累積額}(C)}{\text{平均退職資金額}(C \div n) \text{（注5）}}$		E：次の算式により算定した収支差額指数（小数点第3位以下は切り捨てる） $\frac{\text{掛金累積額}(B) - \text{退職資金累積額}(C)}{\text{平均退職資金額}(C \div n) \text{（注5）}}$		E：次の算式により算定した収支差額指数（小数点第3位以下は切り捨てる） $\frac{\text{掛金累積額}(B) - \text{退職資金累積額}(C)}{\text{平均退職資金額}(C \div n) \text{（注5）}}$		E：次の算式により算定した収支差額指数（小数点第3位以下は切り捨てる） $\frac{\text{掛金累積額}(B) - \text{退職資金累積額}(C)}{\text{平均退職資金額}(C \div n) \text{（注5）}}$		E：次の算式により算定した収支差額指数（小数点第3位以下は切り捨てる） $\frac{\text{掛金累積額}(B) - \text{退職資金累積額}(C)}{\text{平均退職資金額}(C \div n) \text{（注5）}}$	
E：平成10年度の掛金を納入した教職員の標準俸給月額の総額											

（注1）基本率は、維持会員ごとに登録している教職員の平均在職年数により定められる。

（注2）減算額は、加算額の範囲で定めるため、加算額の推定額30億円に対して、減算額の対象推定額が120億円となるので、[0.25]（30億円÷120億円）を算定した。

（注3）現行（第5次）掛金率において、激変緩和を図るため、各維持会員の従前の補正掛金率の[1.5]倍（1＋0.5）を上限としていることを踏襲し、また下限については[0.5]倍（1－0.5）とする。

（注4）B－C＜0（B＜C）のとき、E＜0となるので、この場合[－E]＞0となる。

（注5）平均退職資金額（C÷n）は、1円未満の端数を切り捨てる。

（注6）基本率は、維持会員ごとに登録している教職員の平均在職年数により定められる。なお、退職資金交付業務方法書第5条に基づき届出のあった登録教職員数が著しく少ない維持会員で特別の事情があると認める場合、その掛金率は理事長が別に定める。

（注7）基本率を減算する場合の算式は、基本率を加算する場合の加算額と準備資産の保有状況により、原則として「0.25」を算定した。

＊第84回理事会での改正により、別表第3の「補正掛金率表」を別表第4「基本率の減算または加算方法」とした。

事業運営の概況

交付率の推移

退職資金の交付率表は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年八月八日法律第百八十二号）の自己都合退職の支給率に準じています。

退職資金計算額は、退職時の標準俸給月額に交付率を乗じることで算定します。交付率は、退職年月日が属する月までの在職期間を年単位（月数切り捨て）で計算し、その年数に対応した交付率表に定める値を適用します。

学校法人における退職金の支給率について、当財団の交付率を準用している維持会員の割合は40.3%（245会員）でした（平成21年度退職金等に関する実態調査調べ）。交付率は、維持会員の退職資金交付額、ひいては教職員の退職金支給額そのものに大きな影響を与えます。そこで交付率の取扱いについては、設立時の国公立大学等の教職員と同等の退職給付の確立を図るという趣旨から、原則として国家公務員退職手当法の退職手当の支給率に準拠する方針を採用しています。

国家公務員退職手当法の退職手当支給率は、1985（昭和60）年に改正がありました。この改正は国家公務員等退職手当制度の総合的な見直しであり、主な内容は定年制度施行に伴う所要の規定の整備、早期退職特例措置の新設、退職手当返納制度の新設等でした。退職手当支給率は、総務庁によって民間の退職手当との比較が行われ、概ね均衡がとれていると認められ、給付水準そのものの改正は行われませんでした。が、在職期間が11年から19年までが20%引き下げ、25年から29年までが3%から19%までの引き上げ、31年以上は10%以下の引き下げが行われました。

当財団の交付率は、2003（平成15）年の国家公務員退職手当法の改正により、自己都合の退職手当支給率の上限が変更になったことを契機に、上記1985（昭和60）年に準拠した改正を行っています（2005（平成17）年4月1日施行（同年3月25日開催 第73回理事会、第65回評議員会））。

交付率の改正にあたり常務理事（当時）より、「昭和60年の国家公務員退職手当法の改正時に、諸般の事情から、交付率を据え置いたまま現在に至っており、その結果、（財団）交付率と（国家公務員退職手当法）支給率の間に一部差異が生じていたので、毎年度開催の業務説明会において、然るべき時に基本方針どおり交付率を支給率の例によるよう変更する旨説明してきた。このたび、国家公務員退職手当法が改正され、自己都合退職に係る支給率の上限が平成16年10月1日から改められたことから、基本方針どおりに変更する」と説明しました。

さらに、2005（平成17）年の国家公務員退職手当法の改正により、自己都合退職の支給率が見直されたことから、この法改正に準拠した改正を行いました（2006（平成18）年4月1日施行（同年3月15日開催第77回理事会、第67回評議員会））。この改正により、在職期間が6年から10年の交付率が減少し、25年から27年、36年以上が微減、これに対し在職期間が16年から24年までの交付率が大きく増加しました。

2005（平成17）年に国家公務員退職手当法が改正された背景には、国家公務員の年功を過度に重視した制度の是正（貢献度重視型への転向）や、在職期間長期化への対応、支給率カーブのフラット化を図ることなどがあります。そのような国家公務員の給与構造改革の一環として、中途採用者の増加など複雑化する人事に十分に対応できる退職手当制度に改定することがねらいでした。^{（注）}

この2度の改正の結果、設立時の交付率に比べ、在職期間が6年から19年以内に退職する教職員の交付率が下がり、20年から31年勤務した教職員に対する交付率が手厚くなりました。

（注）
2004（平成16）年度までおよび2007（平成19）年度以降にも幾度か同法は改正されているが、退職手当の返納等、退職手当について新たな支給制限等を設けるもので、当財団の交付率とは直接関係のない改正だった（総務省発表「国家公務員退職手当法等の改正について」より）。

交付率表の変遷

施行日 改正理事会 在職期間（年）	昭和57年4月1日	平成17年4月1日		平成18年4月1日	
	第1回	第73回	差異	第77回	差異
1	0.6	0.6	0.0	0.6	0.0
2	1.2	1.2	0.0	1.2	0.0
3	1.8	1.8	0.0	1.8	0.0
4	2.4	2.4	0.0	2.4	0.0
5	3.0	3.0	0.0	3.0	0.0
6	4.5	4.5	0.0	3.6	△ 0.9
7	5.25	5.25	0.0	4.2	△ 1.05
8	6.0	6.0	0.0	4.8	△ 1.2
9	6.75	6.75	0.0	5.4	△ 1.35
10	7.5	7.5	0.0	6.0	△ 1.5
11	11.1	8.88	△ 2.22	8.88	0.0
12	12.2	9.76	△ 2.44	9.76	0.0
13	13.3	10.64	△ 2.66	10.64	0.0
14	14.4	11.52	△ 2.88	11.52	0.0
15	15.5	12.4	△ 3.1	12.4	0.0
16	16.6	13.28	△ 3.32	15.39	2.11
17	17.7	14.16	△ 3.54	16.83	2.67
18	18.8	15.04	△ 3.76	18.27	3.23
19	19.9	15.92	△ 3.98	19.71	3.79
20	21.0	21.0	0.0	23.5	2.5
21	22.2	22.2	0.0	25.5	3.3
22	23.4	23.4	0.0	27.5	4.1
23	24.6	24.6	0.0	29.5	4.9
24	25.8	25.8	0.0	31.5	5.7
25	28.375	33.75	5.375	33.5	△ 0.25
26	30.95	35.25	4.3	35.1	△ 0.15
27	33.525	36.75	3.225	36.7	△ 0.05
28	36.1	38.25	2.15	38.3	0.05
29	38.675	39.75	1.075	39.9	0.15
30	41.25	41.25	0.0	41.5	0.25
31	42.625	42.5	△ 0.125	42.7	0.2
32	44.0	43.75	△ 0.25	43.9	0.15
33	45.375	45.0	△ 0.375	45.1	0.1
34	46.75	46.25	△ 0.5	46.3	0.05
35	48.125	47.5	△ 0.625	47.5	0.0
36	49.5	48.75	△ 0.75	48.7	△ 0.05
37	50.875	50.0	△ 0.875	49.9	△ 0.1
38	52.25	51.25	△ 1.0	51.1	△ 0.15
39	53.625	52.5	△ 1.125	52.3	△ 0.2
40	55.0	53.75	△ 1.25	53.5	△ 0.25
41	56.375	55.0	△ 1.375	54.7	△ 0.3
42	57.75	56.25	△ 1.5	55.9	△ 0.35
43	59.125	57.5	△ 1.625	57.1	△ 0.4
44	60.0	58.75	△ 1.25	58.3	△ 0.45
45 以上	60.0	59.28	△ 0.72	59.28	0.0

事業運営の概況

標準俸給表の推移

標準俸給月額、維持会員ごとの退職金規程等による退職金算定の基礎としている俸給の月額（以下、「俸給月額」とします。）を、当財団が退職資金交付業務方法書別表第1「標準俸給表」の区分（千の位を四捨五入し、万円単位）によって定めた月額で、掛金や退職資金の算定に使用します。俸給月額は、退職時の本給又はそれに手当等を加えた額等で、維持会員ごとに異なります。

標準俸給月額の変更は、年に一度行っています。維持会員が毎年11月1日現在の俸給月額を当財団に届け出て、1月分から12月分までの掛金請求等に適用しています。

なお、届け出た俸給月額が前年度の俸給月額よりも著しく高いときは、当財団の理事長が適正と認めて算定する額に標準俸給月額を変更します（退職資金交付業務方法書第5条第3項）。

標準俸給月額が高くなると、交付される退職資金交付額が増加しますが、納入する掛金額も増加します。退職金支給額の算定方法が、当財団の業務方法書に準拠している維持会員は88.7%（539会員）であることから、維持会員の退職資金交付額、ひいては教職員への退職金支給額に大きく影響を与えるため、標準俸給月額の取扱いには非常に重要です。

退職資金交付事業は、国公立大学等教職員との均衡のとれた退職金給付が得られるよう、退職金の最低を保障するという設立時の趣旨から、原則として

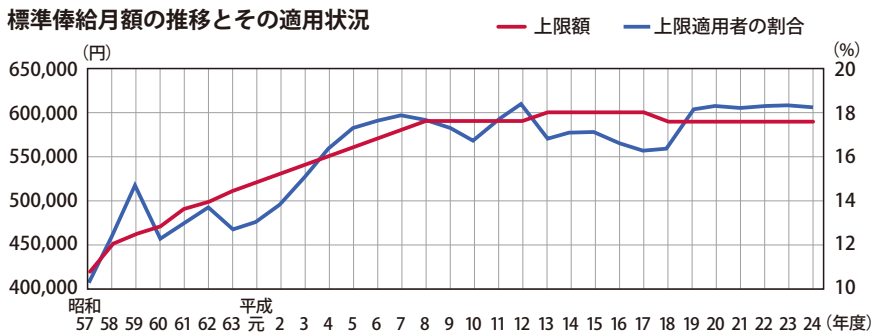
交付率表と標準俸給表の上限額は国家公務員退職手当法と一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年四月三日法律第九十五号）（以下、「給与法」とします。）の関係規定に準拠する方針を採用しています。

なお、国家公務員退職手当法第5条の2「俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例」を準用した規定は定めておりません。

標準俸給月額は、給与法で定める教育職俸給表（一）及び行政職俸給表（一）の上限額を参考とし、これらに変更になる都度、維持会員の状況等を考慮し、標準俸給表の改定を検討しています。

財団設立時の標準俸給月額表は、右表の通り、1等級70,000円から36等級420,000円までで開始しました。その後、国立大学等教職員と同水準になることを目標とし、国家公務員の俸給表の改定及び私立学校教職員共済組合の標準俸給月額の上限の改定等にならって、その都度見直しを行ってきました。

ほぼ毎年度上限額が上がることにに対し、理事等から「収支への影響から慎重にすべき」という意見もありましたが、当財団の目標である国家公務員と同水準の退職金給付を行うことと、最高号俸に属する登録教職員が多いことを勘案し、維持会員の自己資金負担の軽減のために、改定を行っています。



(標準俸給表) 等級の変遷

施行日	昭和57年 4月1日	昭和60年 1月1日	昭和61年 1月1日	昭和62年 1月1日	昭和63年 1月1日	昭和64年 1月1日	平成2年 1月1日	平成3年 1月1日	平成4年 1月1日	平成5年 1月1日	平成6年 1月1日	平成7年 1月1日	平成8年 1月1日	平成9年 1月1日	平成10年 1月1日	平成13年 1月1日	平成18年 4月1日
標準 俸給月額	第1回	第11回	第15回	第18回	第21回	第24回	第28回	第31回	第35回	第38回	第42回	第45回	第47回	第49回	第54回	第61回	第77回
70,000	第1級																
80,000	2	第1級	第1級	第1級	第1級	第1級	第1級	第1級	第1級	第1級	第1級	第1級	第1級	第1級	第1級	第1級	第1級
90,000	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
100,000	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
110,000	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
120,000	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
130,000	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
140,000	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
150,000	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
160,000	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
170,000	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
180,000	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
190,000	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
200,000	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
210,000	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
220,000	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
230,000	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
240,000	18	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
250,000	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
260,000	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
270,000	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
280,000	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
290,000	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
300,000	24	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
310,000	25	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
320,000	26	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
330,000	27	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
340,000	28	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
350,000	29	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
360,000	30	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
370,000	31	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
380,000	32	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
390,000	33	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
400,000	34	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
410,000	35	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
420,000	36	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
430,000		36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
440,000		37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
450,000		38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
460,000			39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
470,000				40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
480,000					41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
490,000					42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
500,000						43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
510,000							44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
520,000								45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
530,000									46	46	46	46	46	46	46	46	46
540,000										47	47	47	47	47	47	47	47
550,000											48	48	48	48	48	48	48
560,000												49	49	49	49	49	49
570,000													50	50	50	50	50
580,000														51	51	51	51
590,000															52	52	52
600,000																53	

事業運営の概況
準備資産の推移

当財団は、退職資金を安定的に交付するために、相互扶助の精神に基づく掛金蓄積額と、利息等蓄積額による特定資産（以下、「準備資産」とします。）を保有し、その運用収入を活用することにより、将来にわたって財政の均衡を保つこととしています。

準備資産についてはその取扱規定において、他の資産と明確に区分管理すること、その用途について退職資金交付事業及びその運営基盤の維持に充てるものと定めています。準備資産のうち利息等蓄積額は、失業教員の退職資金の交付、未納掛金及び特別納付金の免除、掛金の延納立替分の財源として保有しつつ、全体として退職資金交付財源の一部としての機能を持っています。上述のとおり準備資産は、不測の事態に備えた危険準備資産（準備金）の役割として保有しており、財団設立時の文部省の指導により、10年経過後の準備資産は1年分の退職資金交付額に相当する額としています。

当財団は、登録教職員の年齢分布から、いわゆる「団塊の世代」が定年年齢に到達し、2011（平成23）年度からの一斉退職による退職資金交付の急増期を迎えることを予測していました。そこで、2011（平成23）年3月の第91回理事会で、1997（平成9）年10月の第54回理事会で第4次掛金率の検討時に予

定したとおり、退職資金支出のピークが想定される時点でも掛金率の急増を抑えるために、利息等蓄積額から資金充当を行いました。

資産運用の状況

寄附行為及び退職資金交付業務方法書に定められている資産の管理運用は、資産の運用に関する基本方針を定めリスク回避を徹底し安全かつ確実にを行っています。

当財団発足当時の低金利時代にポートフォリオ運用の一環として、公社債を中心に特定金銭信託の運用を開始し、その中で一部転換社債を購入し、株式に転換し売却することで高い利益を得ることができました。

しかし、1990（平成2）年12月に大蔵省（当時）の指導により特定金銭信託の運用が一部廃止され、転換社債と株式を簿価分離されていない自己名義の投資勘定で保有することとなりました。1992（平成4）年6月の第37回理事会に、10年間の資金運用の経緯が報告され、その中で、「バブルの崩壊で資金運用が難しくなり、保有株式等の処分案が検討され、実損を生じないように処分し、価格が簿価以上に回復したものは売却し、それによる資金は安全で有利な国債

等に切り替える等、慎重に行うこと」との方針が了承され、1993（平成5）年以降は、この方針に則り、運用を行いました。その後、2004（平成16）年6月の第72回理事会で、株式等を同年度末に時価による評価替えを行い、2005（平成17）年度に売却し、安全かつ有利な国債等による運用に切り替えるという提案があり了承されました。なお、評価替え、売却による損については、利息等蓄積額で処理しました。

現在、保有資産は国債及び私学事業団債が中心で、また、原則的に満期保有で運用する方針とし、ラダー型運用に切り替えられ、償還ごとにその時点の最長期債に投資するため金利予測動向に中長期的に追従することとなり、短期債も保有しているため流動性に富んだポートフォリオとなっています。当財団は、財団内に資産運用会議を設置し、資産の健全性の維持向上を確保し、事業の安定を図っています。

準備資産の推移（単位：億円）

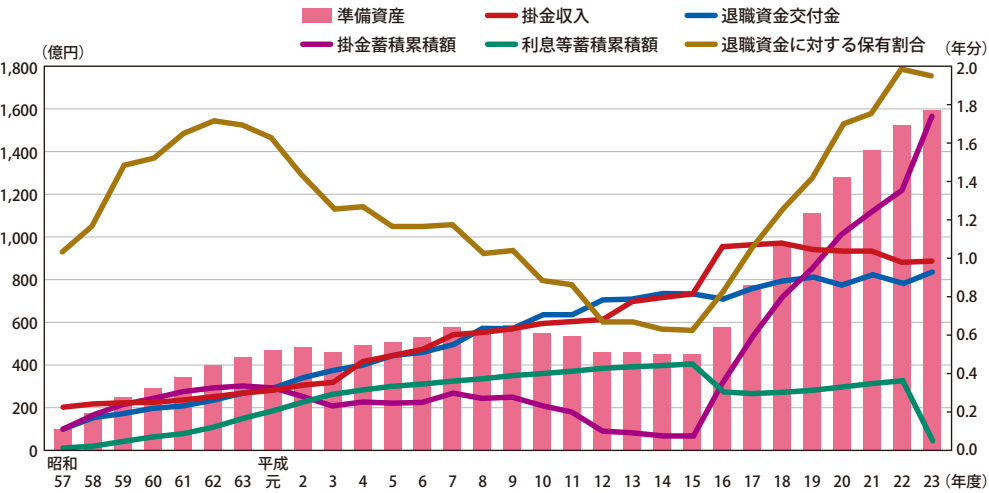
事業年度	昭和57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3
掛金(a)	205	217	224	222	237	252	268	284	301	320
退職資金(b)	103	155	170	196	209	231	263	293	335	369
掛金蓄積額(a-b)	102	62	53	26	28	21	5	△9	△34	△49
掛金蓄積累計額(c)	102	163	217	243	271	292	297	288	254	205
利息等蓄積額	4	13	18	21	17	31	44	37	41	30
利息等蓄積累計額(d)	4	17	35	56	73	104	148	185	226	256
準備資産(c+d)	106	181	252	299	344	396	446	473	480	461
保有割合(c+d)/b	1.03	1.17	1.48	1.53	1.65	1.71	1.69	1.61	1.43	1.25
(参考) 掛金への国庫補助額*1	13	18	23	31	40	47	57	66	74	78

事業年度	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
掛金(a)	413	436	457	528	548	567	584	596	608	692
退職資金(b)	395	439	454	494	562	567	627	627	696	698
掛金蓄積額(a-b)	18	△3	3	34	△14	0	△43	△31	△89	△6
掛金蓄積累計額(c)	223	219	222	256	242	242	199	168	79	73
利息等蓄積額	18	15	15	13	13	12	11	12	9	8
利息等蓄積累計額(d)	274	289	304	317	329	341	352	364	373	381
準備資産(c+d)	497	508	526	573	571	583	551	532	452	454
保有割合(c+d)/b	1.26	1.16	1.16	1.16	1.02	1.03	0.88	0.85	0.65	0.65
(参考) 掛金への国庫補助額*1	99	101	102	109	109	109	112	112	112	129

事業年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
掛金(a)	703	717	947	953	957	927	918	915	868	867
退職資金(b)	716	721	698	738	776	793	761	807	760	819
掛金蓄積額(a-b)	△13	△4	249	215	181	134	157	109	108	340*3
掛金蓄積累計額(c)	60	56	305	520	701	835	992	1,101	1,209	1,549
利息等蓄積額	4	2	5	3	7	9	13	15	13	14
利息等蓄積累計額(d)	385	387	261*2	254*2	261	270	283	298	311	32*3
準備資産(c+d)	445	443	566	774	962	1,105	1,275	1,399	1,520	1,581
保有割合(c+d)/b	0.62	0.62	0.81	1.05	1.24	1.39	1.68	1.73	2.00	1.93
(参考) 掛金への国庫補助額*1	129	129	173	173	174	167	167	167	167	167

(注) 金額は、決算数字の億円未満を四捨五入しているため、各項目の値とその累計額は一致しない。
*1（参考）の国庫補助額は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて、学校法人へ直接交付された掛金に対する経常費補助金額。
*2 保有資産の含み損を整理するため、2年間にわたって保有資産の評価替え等を行った（減少分を利息等蓄積累計額から控除）。
*3 利息等蓄積累計額292億円を掛金によらない退職資金として、退職資金に充当したため、掛金蓄積額は増額となった。

準備資産、掛金及び退職資金の推移



事業運営の概況

失業時における退職資金

当財団は、維持会員に所属する教員が退職し、雇用保険に加入しておらず、失業状態にあるときは、雇用保険の失業手当に相当する資金を退職資金として維持会員に交付してきました。

交付の要件等は、国家公務員退職手当法第10条に準じて業務方法書第17条に定めています。維持会員である学校法人から支給された通常の退職金の額

が、業務方法書第17条の失業者の退職資金交付（以下「17条交付」とします。）の額に満たないこと、また失業認定を学校法人が公共職業安定所（ハローワーク）に代わって行い、これに係る退職金を失業教員に支給することなどです。

なお、この17条交付は、掛金等によらない資金（利息等蓄積額）を財源としています。

雇用保険法の前身である失業保険法（1947（昭和22）年制定）時代は、私立学校教員について特別の規定は設けられておらず、1949（昭和24）年の改正で適用除外の特定事業として「教育、研究又は調査の事業」が規定され、当然被保険者から除く「適用除外」でした（職員については強制適用）。私学の教員の適用除外について、同年5月の衆議院労働委員会では、その理由を「失業保険の対象は産業、経済の事情の変更により失業の危険性が多い事業を建前にしており、失業の危険性があまりないので除外している」とし、さらに1955（昭和30）年6月の衆議院・社会労働委員会では前述の「離職率が非常に低いこと」に加え「職業紹介等の事業はほとんど困難」であるとしています。

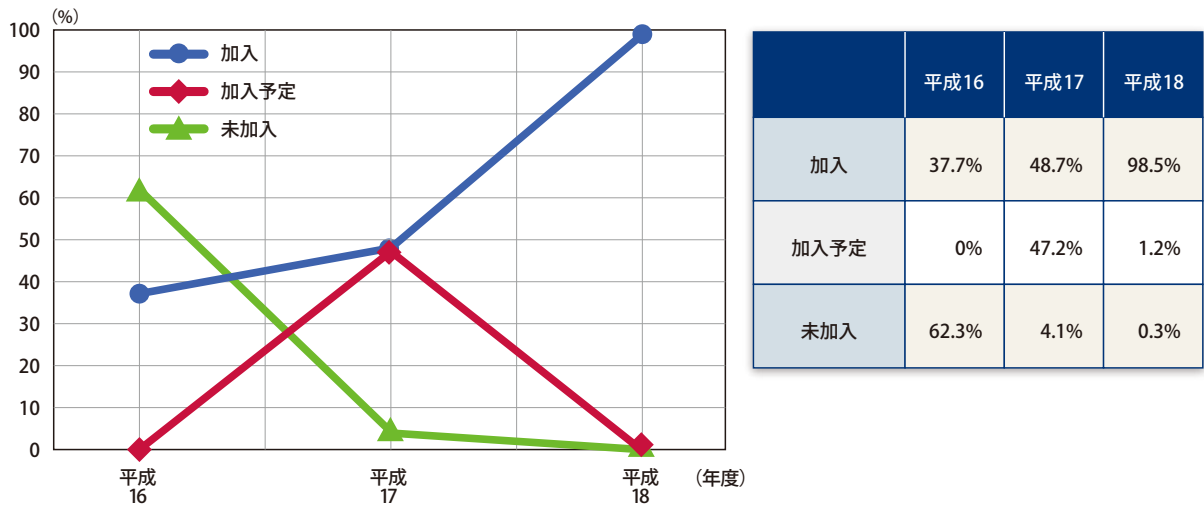
その後、1969（昭和44）年の失業保険法の改正で適用除外から「任意適用」と変更され、1975（昭和50）年には雇用保険法が施行され、適用除外は「他の法令、条例、規則等に基づいて支給される諸給与

の内容が失業給付の内容を超えるもの」となり、その要件を満たす必要がありました。

前史で記載したように私立学校側に適用除外となるための失業給付等の補償内容も充足した退職金制度を創設する動きがあったため、厚生労働省は強制加入させませんでした。しかし、適用除外の条件を満たせないまま時間が経過し、再三厚生労働省より私立大学等に対し雇用保険の加入勧奨が行われ、2003（平成15）年には、「政府の規制改革推進3ヶ年計画、雇用保険法等の一部を改正する法律の付帯決議に私学教員の雇用保険加入促進を盛りこんでいる」とした上での加入勧奨が行われました。

2004（平成16）年4月には国立大学法人が雇用保険に加入し、同年8月には私立大学に対し、「2005（平成17）年度までに加入しない場合、又は加入計画を提出しない場合は、原則通り2年分の遡及適用を行う」旨の通知があり、2006（平成18）年度の実態調査では、全維持会員が雇用保険に加入していました。

維持会員の教員の雇用保険加入状況



内訳

項 目	最 小	最 大	平 均
年 齢	25歳	62歳	37歳
勤続年数	1年	26年3ヵ月	4年8ヵ月
標準俸給月額	180,000円	590,000円	327,142円
支給された退職金額	0円	1,299,000円	355,888円
交付された通常の退職資金額	0円	1,260,000円	302,696円
基本手当額	4,480円	10,790円	7,109円
失業給付相当額	403,200円	3,237,000円	1,104,972円
17条交付額	85,120円	2,943,000円	666,167円
給付日数	90日	300日	143日